

平成 26 年度第 4 回 横浜市障害者施策推進協議会会議録

日 時	平成 27 年 3 月 26 日 (木) 午前 10 時から午前 12 時まで
開催場所	神奈川自治会館 3 階 301～304 会議室
出席者	八島敏明委員 (職務代理者)、荒井政明委員、井上繁委員、岩沢弘秋委員、大友勝委員、柏木彰委員、鈴木和子委員、鈴木和人委員、須山優江委員、多田葉子委員、田中梨奈委員、中根幹夫委員、永田孝委員、奈良崎真弓委員、西川麻衣子委員、森和雄委員、山田初男委員、渡邊雅子委員、和田千珠子委員
欠席者	渡部匡隆委員、岩下賢二委員、内田豊委員、渋谷治巳委員、戸塚武和委員、平井晃委員
開催形態	公開 (傍聴人 1 名)
議 題 等	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 第 3 期横浜市障害者プランについて</p> <p>(2) 平成 26 年度専門委員会の活動報告について</p> <p>(3) 平成 27 年度予算について</p> <p>2 その他</p>
	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 第 3 期横浜市障害者プランについて 事務局より資料 1 について説明した。</p> <p>永田委員) 住まいの検討の進め方について検討の中で話し合っしてほしいことは、グループホーム (以下「GH」という。) に入れない人が多いので、もっと GH を作ってほしい。作るのであれば法人型の GH を増やし、エレベーターを設置するなどして過ごしやすい GH にしてほしい。現在の GH は職員が少なく忙しく、話す時間が取れないので、職員も増やしてほしい。家賃に関しては、現在高いので安くしてほしい。</p> <p>事務局) 法人型グループホームについては現在増やしているところである。いただいたご意見を参考にしながら、進めていきたい。</p> <p>八島委員) 障害者の住まいの検討について、自閉症親の会や他の団体からも住まいについては要望がたくさん出ていたと思うが、このように障害者の住まい全体を取り組んで行こうとすることは、全国でも初の試みではないだろうか。心から感謝している。</p> <p>進め方についてだが、テレビ等でよくコラボレーションという言葉が出てくる。この言葉を辞書で引くと、最初に「共同作業」と記載されている。小さな検討会を立ち上げて、様々な所に声をかけて意見交換をしながら進めていくのだと思うが、そういう意味でも自分たちもただ意見を出すだけでなく、横浜市と協力しながら「共同作業をする」という気持ちでやりたい。そのような気持ちで 6 年間取り組めば、きっと形になるはずである。</p> <p>和田委員) 先日、家の老朽化に伴い建て替えをするから、出て行ってほしいと言われた。しかし、精神障害があると家を探すのはとても大</p>

変である。次がなかなか見つからない。たまたま大家が不動産屋なので、今は大家に探してもらっているが、どうすれば障害のある方が民間のアパートが借りられるようになるか教えてほしい。

事務局) 転居で苦労するという話も聞くので、住まいの検討をする中で、今出た意見は参考にする。個別の意見なので、市の立場としての回答は、公営住宅の空き状況等、一度お調べいただければと思う。

須山: この住まいの検討は、知的障害とか精神障害の方についての住宅について考えるのか。発達障害など、見た目では分からない軽度の障害の方が、親亡き後にどのように生活していくのかは検討には含まれないのか。

事務局) まずは、知的障害及び身体障害でひとつの検討会と精神障害の検討会で進める予定である。発達障害の方々の課題も話題になっているため、どう整理して進めるかはこれから検討していくが、今ある課題に対して、漏れがないように検討していきたい。特に須山委員がおっしゃっていた親亡き後の問題については、第2期のプランのときから取組を継続していく課題と認識している。発達障害のような軽度の方の住まいの問題の中で、どのような実態があるのか、声を集めながら検討していく。

(2) 平成26年度専門委員会の活動報告について
事務局より資料2について説明した。

奈良崎委員) いくつか専門委員会があるが、その中で就労支援推進会議は委員の中に当事者が入っていないがなぜか。

事務局) 当事者は入っていないが、関係する団体等に委員として入っていただいている。就労支援推進会議は、就労の支援の在り方について検討する場となっているので、現状はこの委員で行っている。

奈良崎委員) 国の委員会では、就労分野では必ず当事者が委員として入っている。就労についての会議は、中身が具体的で分かりやすいのに、当事者が入っていない。就労だけでなく、成年後見人についても、須山委員がおっしゃっていたように、親亡き後の問題が話題になっているのに、知的障害者の委員が入っていない。就労や親亡き後は、当事者にとって一番大事なことなのに、当事者が委員として入っていないなど、横浜市はそのあたりの考えが欠けている。

事務局) どのようにして当事者の声をひろうのか、工夫が必要である。ご指摘をふまえ、各専門委員会の構成については、当事者参加という視点で、改めて検討したい。

須山委員) 奈良崎委員の意見は非常にいい意見である。聴覚障害者は就労してもすぐに辞めてしまう方が多い。雇用する側にもその点を含めて考えていただきたいので、就労についての会議の委員会に、聴覚障害者も含めていただきたい。

事務局) 先ほどもお伝えしたが、当事者参加の視点を大事にしていきたい。どのように当事者の声を聞くかは、委員に入っただく方法もあるし、直接当事者に声を聞く方法もあるので、その点の工夫はしていく。構成については、各専門委員会の見直しを行っていく

い。

和田委員) この資料の記載についてだが、各専門委員会で誰が当事者なのか、マークをつけるなどして分かるようにしてほしい。

事務局) そのような標記が良いのかは横浜市としては判断できない。誰が当事者なのか分かった方が良いのであれば、本人の意向をふまえて検討したい。

渡邊委員) 当事者支援ももちろんだが、現在は家族支援も増えてきている。全体的なお願いになるが、先ほどから出ている親亡き後どうするかの問題もあるし、家族からの声も何らかの形で工夫して聞いてほしい。家族会もあるので、家族会も交えながら各専門委員会に参加できたらと思う。

奈良崎委員) 和田委員の意見に賛成である。マークが難しいのであれば、当事者と記載すればいいのではないか。教員や弁護士と記載できているのであれば、当事者だって記載できるはずである。

山田委員) 当事者の委員について今意見が出ているが、委員になる当事者をどのように選ぶのかポイントになる。障害の程度によってランクのようになってしまう恐れがあり、障害者の中で差別的なことになる。委員を選ぶ時には配慮が必要になる。

また、報告とか意見を求める場面で、年間通してこんなことをやってきたという報告ではなく、途中経過も障害者全体的に分かるように伝えるべきである。当事者代表、団体代表として委員に入っているというだけでなく、他の障害の方も各専門委員会の報告を心にとめて意見をあげていただければと思う。

事務局) 年度の最後のため一年間の報告とさせていただいた。各専門委員会においては、開催頻度が年に2回であったり4、5回であったりばらばらであるため、途中で報告すると内容がないものになる可能性があることや、検討途中でまとまらないものもある。しかし、報告をする必要がある重要な案件については、適宜障害者施策推進協議会（以下「推進協」という。）で報告していく。

田中委員) 各専門委員会の位置づけ、目的、期間が分かりづらい。どのような方針で進めていて、何をもって専門委員会が解散になるのか、あるいは次につながっていくのか。個別の案件ごとに専門委員会を立ち上げ検討していくことは大事なことだと思うが、全体像が分かりにくい。

事務局) 各専門委員会の名称がバラバラなので混乱させている。推進協の下に専門委員会を置く事が出来る。時期をみて新たに立ち上げたり、終了すものもあれば、障害者施策検討部会のように常設のものもある。今後の専門委員会の報告において、推進協との関係が分かるように資料に記載するなどして、混乱を招かないように工夫していきたい。

荒井委員) 各専門委員会において、数値目標は設定されているのか。

事務局) 専門委員会では、どういう支援が必要なのか、どういう体制をつくっていったらいいのか等を検討する場になるので、数値目標はたてていない。

(3) 平成 27 年度予算について
事務局より資料 3 について説明した。

和田委員) 19 ページの障害者の相談支援についてだが、旭区地域生活支援拠点のほっとぽっとでも計画相談支援をやることになっている。しかし計画相談支援をやることによって、通常の相談支援事業が疎かになっている。そうすると計画相談支援事業は本末転倒ではないか。

事務局) 計画相談支援については総合支援法の中で行っているが、この 4 月から福祉サービスを利用している全員に行くこととなっている。そういう意味では、関係する機関は忙しくなる。計画相談と一般相談の両方できるように体制づくりをしているところである。第 3 期横浜市障害者プラン（以下「第 3 期プラン」）の中でも、整理し直すということになっている。

渡邊委員) 生活支援センターの相談に関して、A 型生活支援センターは人員が少ないので、計画相談が入ってくるとどうしても人手不足になってしまう。しかし総合支援法の中で福祉サービスを利用している方の計画相談を行うこととなっているので、やむ負えないことだとも認識している。4 月から計画相談が必要で、事業所が足りない分、意向確認書を提出するようにしてもらっているが、そこへのサポートも必要になってくる。機械などを導入して更新手続きをスムーズに行えるようにするなどして、生活支援センターの本来業務である一般相談支援を守りたい。地域活動ホームも含めて、人員配置を見直してほしい。

事務局) 計画相談については過渡的な問題面もある。しかし計画相談は、有効に機能すれば、その方への適切な支援につながる。そのためしっかりと対応していきたい。全ての方が障害福祉サービスを利用する訳ではないので、一般相談もしっかり行われるよう体制づくりをしていきたいので、今回の第 3 期プランで掲げさせていただいた。

奈良崎委員) 知的障害者の方、特に発達障害者などは障害福祉サービスを受けていない方が多い。相談支援というけれど、平日にしかやっていない。知的障害者も平日は働いて土日しかいけない。土日もあいていると言われて行ってみたものの、担当のケースワーカーがいらないから相談にのれないと言われる。そう考えると何のために相談事業があるのか分からない。困っている人は大勢いるが、全然相談支援につながっていない。相談員はもう少し当事者目線になって考えてほしい。

事務局) 困ったと思った時に、適切なところに相談できればいいが、そのような方ばかりではない。当事者が困ったと思ったときに、身近な相談場所につなげられるような体制をつくっていかなければならない。

鈴木和人委員) 26 ページの放課後等デイサービスのところで、今後増やしていくとのことだが、事業所同士の連携あまり見られない。質の担保のために連絡会等を行ってほしい。そういうことが、学校やその後の就労支援に大きく関わってくる。数を増やしていくのも大

切だが、質を高めていかなければならないし、療育、教育の連携も強化しなければならない。

計画相談支援の部分について、相談件数が多いという話もあったが、就労支援センターについても、ただ当事者が就労したら終わりではなく、今後の生活も含めて考えていかなければならない。そう考えると、相談支援との連携が重要になってくる。今後は就労支援センターにくる当事者の方が増えてくると思うので、そういう意味では相談支援の強化も必要になってくる。提案になるが横浜市には意向確認書があるので、計画をたてるだけでなく、本人に深く関わっている事業所が作成している支援計画を上手く活用すれば、相談支援もスムーズに進むのではないかと。

事務局) 放課後等デイサービスについては、年間30か所ずつ増えており、まさに質の確保が大事になる。現在、ガイドラインを策定しているところであり、まずは運営等、基本になるところの共有から始めていきたいと思っている。学校、療育センターとの連携も大事だと思っているので、まずはそのように進めていきたい。

計画相談支援については、事業所の個別支援計画ももちろん関係してくるので、計画相談等と連携していくようにしなければならない。意向確認書は、将来どうしていきたいか事業所だけでなく、計画相談支援者も含めて本人と一緒に確認していくのが大切だとも思うので、そのようなことをご相談があれば話していただきたい。

和田委員) 20 ページの移動支援だが、タクシーで障害者手帳を提示したが、割り引いてくれなかったがどういうことか。

事務局) タクシー会社ごとに異なるところはあるため、もし疑問に思うことがあれば相談していただければと思う。ただ、国の法律で必ず運賃を1割引きにしなければならないと決まってははいない。

井上委員) 31 ページの団地再生支援事業において、団地にエレベーターはつかないのか。

事務局) エレベーターを設置するなどのハードの部分に関しては、団地再生支援事業とは別のものになり、団地の老朽化等の課題については建築局で検討していると聞いている。近年団地の居住者の高齢化が進んでいる中で、地域住民の支え合いの仕組みが必要になってくるが、団地の居住者だけでつくっていくのは難しい部分がある。そのときにコーディネータ派遣等を行い、支援をしていくのが、団地再生事業の中身となる。

荒井委員) 就労支援センターの役割について概ね分かるが、一般企業に結び付かないと純粋な就労にならない。作業所等で働く当事者もいるが、どのようなサポートをしているのか。

鈴木和人委員) 一般企業に就労するのが一番ではあるが、それ以外にも国のサービスで就労支援事業所や作業所もある。相談の中には、毎日決まった時間で働くことが難しいという相談もあるので、その場合は力をつけるためにもまずは、福祉サービスである作業所等に通ってもらおう。力がついてきたら一般企業につなげるというサポートをしている。就労支援だけではなく、就労した後の定着支援も重要になってくるので、先ほど説明した相談支援機関の協力が必要にな

	<p>ってくる。働き続けるためには本人の生活や家族との関係が大事になってくるので、そこも含めて、本人、企業と相談しながら適切な場所につなげていくのが就労支援センターの役割である。</p> <p>荒井委員) 障害精神者は一般企業への就労がなかなか難しい。就労支援施策があるので、企業側が積極的に雇用をしているのか。</p> <p>鈴木和人委員) 話していてやむ負えなく雇用しているというのがひしひしと伝わってくる企業もあれば、どんな障害でも良いから働いてもらえるのであれば、ぜひ受け入れたいという企業もある。精神の方に関しても、持続という問題はあるが、本人の体調に合わせて一時的に休暇をとるなど、継続して働けるように考えている企業もある。ただ雇用数字を合わせるために動いている企業は、結果的には雇用に繋がらないことがある。企業との話し合い等を行い、企業側の考えを私達が変わえていくというのも大事だと思う。</p> <p>事務局) 21 ページの 3 番目に就労セイネットワークの構築とあるが、横浜市でも企業に対してセミナーを行うなど取り組んできた。国でも 30 年度になってしまうが法定雇用率の中に、精神障害者のカウントも入ることになっている。就労促進については引き続き市としても積極的に取り組んでいきたい。</p> <p style="text-align: right;">(終)</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>資料 1 第 3 期横浜市障害者プランについて</p> <p>資料 2 平成 26 年度専門委員会の活動報告について</p> <p>資料 3 平成 27 年度予算について</p>